



佐教佐セ第 414 号
令和 2 年 1 月 22 日

佐渡市監査委員
渡部 直樹 様
岩崎 隆寿 様

佐渡市長 三浦 基裕



地方自治法第 199 条第 6 項の規定により、下記のとおり監査を要求します。

記

1 監査要求事項及び理由

- (1) 平成 30 年度一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会負担金に係る事務執行が適正であったかどうかの監査を要求するものである。
一般財団法人佐渡文化財団の設立準備に当たり、一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設立し、平成 30 年度において、準備委員会へ負担金 16,365 千円を支出したものである。
準備委員会における負担金の使途及び事務執行が、適正であったかどうかの監査結果に基づき、必要な措置を講ずるためである。
- (2) 平成 30 年度一般財団法人佐渡文化財団運営費補助金に係る事務執行が適正であったかどうかの監査を要求するものである。
本市においては、補助金の不正受給事案が発覚し、本来あるべき補助金の交付事務のあり方及び適正な事務処理の確保並びに不正の根絶と不適正な事務処理の改善に向けた取組みを進めることにより、市民からの信頼を回復することが重要な課題となったものである。
このことから、本市においては、平成 29 年 4 月 3 日に佐渡市補助金等交付規準を制定し、当該規準に基づき、一般財団法人佐渡文化財団（以下「文化財団」という。）が事業を進めていくために必要な経費に対し、補助金を交付する目的で一般財団法人佐渡文化財団運営費補助金交付要綱を平成 30 年 3 月 30 日に佐渡市告示第 127 号として定めたものである。
平成 30 年度において、平成 30 年 7 月 2 日に設立された文化財団へ運営費補助金として 26,746 千円を支出したものである。
文化財団における補助金の使途及び事務執行が、適正であったかどうかの監査結果に基づき、必要な措置を講ずるためである。



2 関係部署

佐渡市教育委員会 社会教育課

3 添付書類

- ① 平成 30 年度佐渡市一般会計予算書
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ③ 佐渡市補助金等交付規準の制定について（通知）（平成 29 年 4 月 3 日付け佐財第 568 号）
- ④ 佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）
- ⑤ 佐渡市補助金等交付規則の規定による別に定めるものを定める要綱（平成 26 年佐渡市訓令第 4 号）
- ⑥ 佐渡市財務規則（平成 16 年佐渡市規則第 54 号）
- ⑦ 一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会規約
- ⑧ 一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会公印規程
- ⑨ 一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会会計規程
- ⑩ 一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会文書取扱規程
- ⑪ 一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会収支決算書
- ⑫ 一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会出納簿及び収支伝票並びに証拠書類
- ⑬ 一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会監査報告
- ⑭ 一般財団法人佐渡文化財団運営費補助金交付要綱の制定について（伺い）（29 佐教佐セ第 469 号）
- ⑮ 一般財団法人佐渡文化財団運営費補助金交付要綱（平成 30 年佐渡市告示第 127 号）
- ⑯ 平成 30 年度文化財団運営費補助金交付申請書及び添付書類
- ⑰ 平成 30 年度文化財団運営費補助金計画変更届出書及び添付書類
- ⑱ 平成 30 年度文化財団運営費補助金概算払請求書
- ⑲ 平成 30 年度文化財団運営費補助金実績報告書及び添付書類
- ⑳ 補助金等交付チェックリスト
- ㉑ 地方自治法